

平成29年度 事業概要

1. 法人の概要

- 法人の名称 社会福祉法人 つばさ福祉会
- 法人認可日 平成18年8月29日
- 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町古座字鎌ヶ谷1004

法人設立の経緯と主旨

若あゆ作業所（古座川町）、つばさ共同作業所（串本町）のそれぞれにて、障がい者の社会参加をすすめる活動していた二つの共同作業所は、工賃の向上や利用者及びご家族の高齢化による親なきあとの地域社会における利用者の支援のあり方などの多くの課題を抱え活動する中で、財政面のみならずより専門的、包括的な支援体制の必要性に直面していました。平成16年の障害者支援法及びその後の改正法である障害者自立支援法制定の機運の中で、県担当部署からの勧めもあり、無認可作業所から国の障害者立法に基づく認可事業所への移行が解決への道と判断し、つばさ共同作業所内に法人化に向けた準備委員会を設置し検討を始めた。運営主体である法人形態として、社会福祉法人、NPO法人のいずれにするかの議論の中で、将来的なことをも考慮し、社会福祉法人が適切と結論に達し、平成17年末県担当課に、社会福祉法人設立に向け取組む旨の回答を行うと共に、平成18年4月につばさ共同作業所と若あゆ作業所が一緒になり、社会福祉法人つばさ福祉会の設立と通所授産施設の建設の目標を定め取組みを始めた。この活動の結果、まず、平成18年8月29日に県から「社会福祉法人つばさ福祉会」の認可を得て、以後、平成18年度国庫補助金及び串本町、古座川町からの建設補助金を得て、古座の地に、平成19年4月2日障害者自立支援法に基づく、就労継続支援B型事業所『エコ工房四季』の開所にこぎつけることが出来た。

当法人の活動は、初期の目的を達成出来たが、これはあくまでもスタートであり、今後、地域社会での障がい者の生活支援の一層の充実に向けての取組みが求められ、地域社会での事業継続のために我々（障がい者を含む）が求める価値をどのようにして達成していくのか、その価値実現に向けた真摯な取組みが期待されている。

* 平成25年12月1日 道しるべ事業開始（※平成30年4月現在 休止中）

指定特定障害者相談支援事業所
指定特定障害児相談支援事業所

2 法人の理念

基本理念

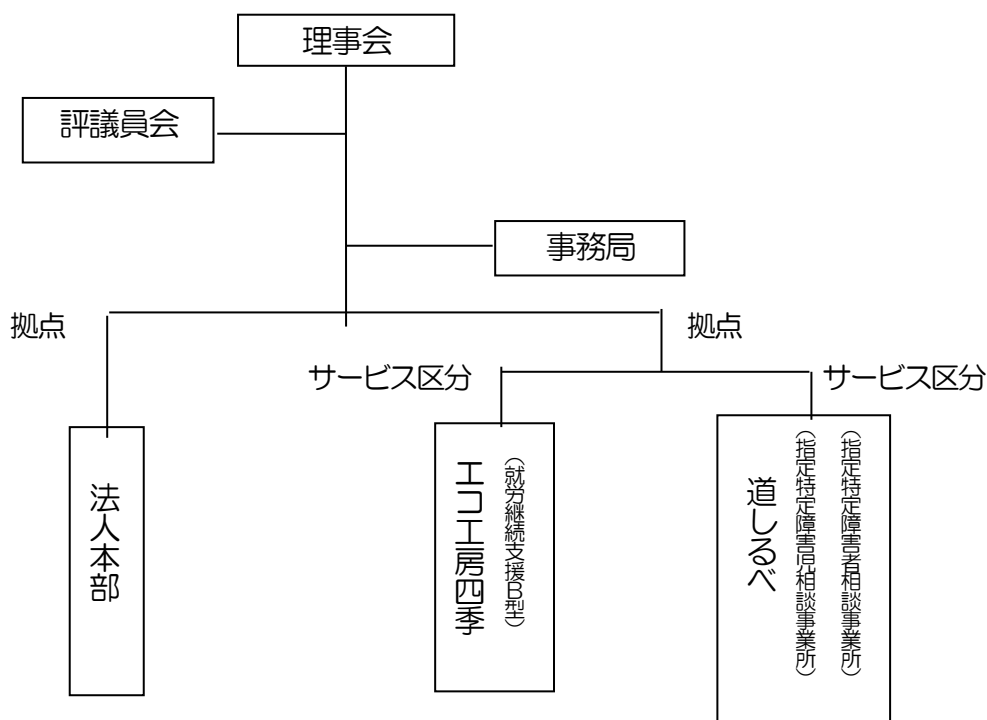
- ① 「障害」とは身体的な障害でも精神的な障害でもなく、個人と環境との関係を指す言葉であるとの見解に立ち、障害者が地域社会における住民として尊厳を保持しつつ、自立した生活の継続及び生活のより質の高い生活を目指し、最終的には、その個人にとって、安心・安全な生活が出来るよう支援します。

- ② 地域社会において障害者に関連する保健福祉等の社会資源の効果的な調整及び新たな開発を促進し、地域福祉の推進に努めます。
- ③ 保健・福祉・医療等の連携を軸に、市町村等の公的機関をはじめ各種の関係機関との提携を強化し、障害者を支援するセイフティ・ネットの拡充を図ります。
- ④ 生活困窮者にあっては、その事情の申出を基に利用料の一部負担を減免する措置をとることとします。
- ⑤ 事業推進に当たっては、その透明性を高めるため、必要な情報をインターネットにて外部に開示・発信します。

遵守事項

1. 職員は日常的に研鑽を図り、事業の遂行の為研究・研修に積極的に参加します。
2. 利用者の支援に際しては、「人権の尊重」、「利用者中心主義」、「ニーズの優先」、「ストレングスモデル」に心がけ、利用者の活動や参加意欲を促進して問題解決をめざします。
3. 役職員は、利用者等から金品を受け取り、または不正な利得を図り、もしくは不正な利益誘導を図る一切の行為をしないことを誓います。
4. 課題に対しては障害者をはじめ地域住民の信頼を基礎として迅速かつ誠実に問題解決に取り組めます。

3 法人の組織図



平成 29 年 3 月 31 日にて休業

道しるべの休止

休業期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日迄の予定。

4 活動の概要

内部管理体制の基本方針を作成

業務を執行する常務執行役員等で組織する経営戦略を含む会議体（運営・管理委員会）を定期的
に開催し、業務執行上における重要事項について審議する。各種規程についてもこの運営・管理委
員会にて審議を重ねられた。

5 各種規程の変更

①定款変更：平成29年4月1日から施行

但し、変更後の第6条の規定は平成29年1月5日から施行

：定款施行細則作成 事務決済規程の内容も定款施行細則に組み込まれています。

②役員報酬規程：平成29年3月16日全部改定、平成29年6月8日から適用

③就業規則・給与規程他各種規程の変更 職員に関連する規程

6 食品衛生に関し

1) 給食施設等調査

平成29年8月10日（木）新宮保健所串本支所から2名来られ調査が行われた。結果は特に問題
なく、O157、カンピロバクター、ノロウイルスによる集団食中毒が多発しているの
で特に手洗い
や食品の取扱いに注意を願いますと添えられた。

毎日、衛生管理表に基づきチェックを行っていますが衛生管理マニュアルを策定（平成29年9月
1日設定施行）し責任者を任命しております。

2) 営業開始届出 食品製造業（漬物） 平成29年10月19日

食品営業許可申請 菓子製造業・飲食店営業 平成29年12月4日

7 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格及び報酬についての調査

平成29年11月29日（水）

時間：AM10：30から

場所：串本文化センター

対象：平成27年11月から現在までの全職員が対象

平成28年と29年に支払った給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の調査

以上の調査において修正や指摘はなく、これからも同様に適正に処理をお願いしたいとの事であ
りました。

8 第三者評価への取組

和歌山県福祉サービス運営適正委員会による県の認証を受けた福祉サービス第三者評価を継続して
受けています。アンケート締切日：平成29年3月24日、集計結果5月25日。利用者・家族の
アンケート集計結果は26人（本人16人・ご家族（親・その他）8人・未記入2人）でした。ア
ンケート内容は16問で1.大変よい・2.よい・3.普通・4.やや悪い・5.悪い・6.わからない・にチェ
ックをします。今回の調査では大変よい・よいか約55%普通が約40%悪いか約5%の評価を頂い
ております。よいでは「食事の献立・職員が利用者の話をよく聞いてくれる・利用者個人の私生活（プ
ライバシー）は守られている」との回答が多く、普通は「職員の言葉づかいや態度・職員による日常生活
の援助」でした。悪いは「作業や工賃について」が一番多くありました。

施設への応援メッセージでは「頑張っている姿を理解してくれるのが何よりありがたい」と頂いております。これらの結果を真摯に受け止め更に改善したいと考えます。

9 指導監査

平成29年度の県の指導監査はありませんでした。

10 地域社会との連携（地域における公益的な取組）

1) 避難場所への倉庫移設について（エコ工房四季建物の裏側）

平成29年12月4日串本町より町有地占用許可がありました。

安全管理マニュアルにそって避難物資の確保をしております（添付資料参照）

2) エコ祭り（地域の住民との交流を目的とする）

エコ祭りでは地域の皆様のご協力により大勢ご来所頂き準備していました500枚の入場チケットは第1回抽選会迄に全て配布済となりました（抽選会2部併形式）

当施設の利用者有志が数ヶ月かけて練習してきた南中ソーラン節を初めて披露する事ができました。

3) 「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」推進委員会へ参画（社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会主催）

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、単独の法人や事業所だけでは対応が困難な課題についても協働プロジェクト推進委員会に参画する事で社会福祉法人の価値を広く社会に発信していくことにつながります。【オブザーバー 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 福祉保健総務課 課長】

公益事業の取組

地域における公益的な取組 取組の名称	取組の実地場所（区域） 取組内容
エコまつり	串本町（古座区）
	地域の高齢者の方や地元住民（子供も含む）また福祉関係者との交流・地域福祉・地域活性化を目的とした祭りを開催
新規案のため今後協議が必要。 バリアフリー体験（仮名）	新宮・東牟婁圏域
	地域の高齢者の方や地元住民（子供も含む）また障がいを持った方や福祉関係者が、一緒にバリアフリーに体験できることを目的とします。
音楽祭	串本町（串本文化センター）
	文化センターを借り開催 色んな方々に参加をしていただき地域の方に歌・バンド演奏・踊り等を楽しんで頂く地域住民との交流の場の1つである。
被保護者就労準備支援事業	エコ工房四季
	和歌山県被保護者自立支援プログラム事業
和歌山県生活困窮者自立支援 プログラム事業	エコ工房四季
	和歌山県被保護者自立支援プログラム事業
制度の狭間にある福祉課題・ 生活課題解決への共同プロジェ クト 推進委員会 参画	エコ工房四季
	和歌山県社会福祉協議会

11 来期国家試験受験予定者数

社会福祉士 2名 精神保健福祉士 1名

12 理事会・評議員会での検討内容

理事会 決議事項

§ 第1回 平成29年5月19日(金)	
第1号議案	平成28年度事業報告
第2号議案	監事監査報告
第3号議案	平成28年度決算報告
第4号議案	社会福祉充実残額の算定について
第5号議案	夏期賞与支給額について
第6号議案	新評議員会の日時・議案等の決定について
第7号議案	その他(報告)
	1) 処遇改善加算の増額について
	2) 職員の採用と退職について
	3) 理事・監事推薦書(案)
	4) その他
§ 第2回 平成29年6月8日(木)	
第1号議案	理事長の選定
第2号議案	役員報酬規程の報告
第3号議案	その他
§ 第3回 平成29年6月18日(火)	
第1号議案	社会福祉法人つばさ福祉会 経理規程 書面議決
§ 第4回 平成29年9月28日(木)	
第1号議案	理事長の職務執行の状況報告
	1) 事業計画・予算の進捗状況
	2) 理事長が専決した契約内容・固定資産の取得内容・固定資産の処分内容
	3) 重要な契約の内容
	4) 内部管理体制の運用状況
	5) その他理事長から報告が求められた事項等

第2号議案	第1回 補正予算
第3号議案	事業経過中間報告
第4号議案	その他
	1) エコ祭りについて
	2) 給食施設調査指導の結果について
	3) 職員就業規則について
§ 第5回 平成29年11月24日(木)	
第1号議案	事業計画進行状況チェック
第2号議案	冬期賞与について
第3号議案	その他
	1) 屋外灯増設について
	2) 衛生管理マニュアル作成
	3) 事業計画について
	4) 利用者の冬期賞与について
	5) JA 紀南での新口座開設
§ 第6回 平成30年3月23日(金)	
第1号議案	平成29年度 第2回補正予算(案)について
第2号議案	平成30年度事業計画(案)について
第3号議案	平成30年度予算(案)について
第4号議案	社会福祉充実残高の試算
第5号議案	処遇改善加算の変更について
第6号議案	各種規程の変更について
第7号議案	その他
	1) 職員の採用と退職について
	2) 監事報告記載例について
	3) 借入金返済について
	4) 年間行事等実施計画
	5) 道しるべ関係

	6) H30年 理事会、評議員会開催予定スケジュール

評議員会 決議事項

§ 第1回 平成29年6月8日(木)	
第1号議案	平成28年度事業報告
第2号議案	監事監査報告
第3号議案	平成28年度決算報告
第4号議案	社会福祉充実残額の算定について
第5号議案	役員等報酬規程について
第6号議案	新理事・新監事の選任について
第7号議案	その他(報告)
	1) 処遇改善加算の増額申請
	2) 職員の採用と退職について

1 事業所の概要

事業所の名称	就労継続支援B型 エコ工房四季
所在地	(本館) 和歌山県東牟婁郡串本町古座鎌ヶ谷 1004 (別館) 和歌山県東牟婁郡串本町古座昭和丁 1035-3 HP http://tsubasa-fukushikai.com/ E-mail ekokobosiki@extra.ocn.ne.jp FB https://www.facebook.com/tubasa1900/
設置・経営主体	社会福祉法人 つばさ福祉会 障害福祉サービス 業者指定日 平成19年4月1日
事業所の目的	障害者総合支援法による就労移行支援事業等を利用したが、必要な体力や職業能力の不足などにより、企業などや就労継続支援A型事業所での雇用に結びつかずなかなか就労できなかったりした障害者を対象とし、個別支援計画に基づく、就労の機会を提供し、生産活動に必要な知識や能力の維持・向上を図り、可能な者にとっては関係機関と連携し、一般就労への移行を目的とする。
利用定員	40名
建物と設備	建物本館は旧串本古座川病院の裏側に位置した、1,215㎡の串本町古座財産区からの借用地に建てられた、敷地316.6㎡の鉄骨平家建ての建物で、建物内は、作業室、相談室、医務室、調理室、食品保管室、更衣室、シャワー室、便所、事務室からなり、施設全体は車椅子常用者に配慮した構造で、屋上に太陽光発電装置の設置や食品保管室に電子水（ヘルシーウォーター）の製造装置やEM（有用微生物群）培養装置を備え、事業としても環境面に配慮した取組みが出来る手段を備えている。 また、エコ工房四季別館も、本館と同様で、建物内は、作業室、相談室、医務室、調理室、食品保管室、更衣室、シャワー室、便所、事務室からなる。メンバーさんの食事は、別館にて提供を行っている。 エコ工房四季（本館） 敷地面積 1,215.00㎡ 建物面積 316.60㎡ エコ工房四季（別館） 敷地面積 2,028.08㎡ 建物面積 831.48㎡

2 運営方針

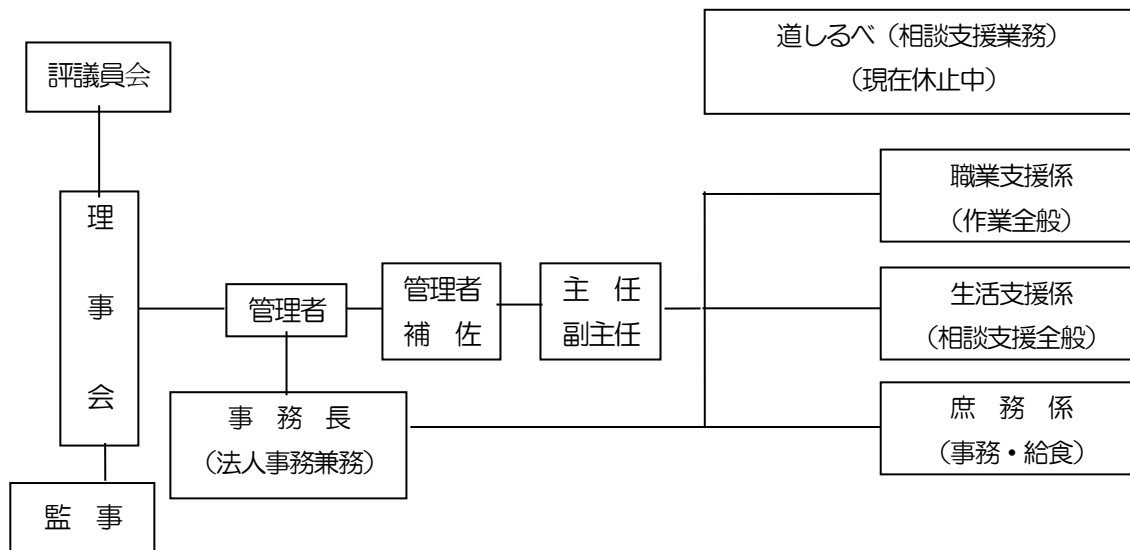
- 1) 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況などに応じて、訓練や生産活動を提供する。
- 2) 職員はサービスの提供に際し、懇切丁寧を旨とし、利用者や家族に理解しやすいよう説明を行うことを旨とする。
- 3) 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に

資するよう、適切な技術をもっておこなう。

- 4) 生産活動の提供に際しては、地域の実情や需要状況を考慮すると共に、利用者各人の障害状況に配慮した取り組みに努める。
- 5) 生産活動に従事している利用者には工賃を支給し、かつ、工賃水準を高めるよう努める。
- 6) 利用者に昼食を提供する。
- 7) 利用者の人権の擁護、虐待の防止にあらゆる措置を講ずる。

3 組織及び職員構成

組織形態は前年と同じく、庶務、生活支援、職業指導の3係とし、庶務・会計の部門の作業の充実を図った。計画相談事業所 道しるべについては、1名の職員で活動を行った。



管理者兼サービス管理責任者	1名
生活支援員	5名 (内1名は兼務)
職業指導員	4名 (内1名は兼務、内2名は非常勤)
目標工賃達成指導員	1名
事務員	2名 (支援員、指導員兼務)
調理員	3名 (非常勤)

4 事業所の利用状況

1) 月別利用状況

1年間の利用者の移り変わり
りと利用状況を表にした内
容で、平成29年度の新規
利用者総数は4名、退所者
は5名で、平成30年3月
末現在の登録者数は、50
名である。

平成29年度の総開業
日数は251日、総利用延
べ人数は9,072人となり、
昨年の8,763人と比べると
309人が増加した。

1日当りの年間平均利用人
数は36.2人(+1.8人)と
なった。(※昨年34.4人)
また、全体の24.81%が
1級年金保持者となっている。

利用者 月別	登録者			実人数 (利用)	開所 日数	利用延人数
	新利用	退所	月末数			
4月	1	0	52	46	21	776
5月	0	1	51	46	22	801
6月	1	0	52	47	20	772
7月	0	0	52	47	22	824
8月	0	0	52	47	21	760
9月	0	0	52	46	21	795
10月	1	2	51	47	22	797
11月	0	0	51	45	22	790
12月	0	0	51	46	20	731
1月	1	0	52	47	20	722
2月	0	0	52	47	18	573
3月	0	2	50	44	22	731
計	4	5		555	251	9,072

2) 利用料の負担

利用者各人の負担は、障害者総合支援法による負担
と食材費の負担を意味し、昼食食材費としては1日
230円を頂いています。

就労継続B型事業所利用単価の1割と、昼食食材費の和で
あるが、そのうち障害者総合支援法の利用料の負担につい
ては、軽減措置が実施されており、殆どの利用者は負担ゼ
ロとなっています。ただ、配偶者がいる方で、上限付きの
利用者負担が発生している方もおられ、平成29年度は、
右の表2の通りとなりました。

※利用者負担が適応されている2名については、工賃にて、利用料の半額相当を支給してい
ます。

(表2)

年度末 月額負担額	29年度末
0	48
9,300円	2
計	50

5 利用者の状況

1) 性別・年齢別調

表3は、平成30年3月末の登録者50名の性別・年齢別調で、最高年齢者は70歳の男性、最低年齢者は19歳男性で、メンバーの平均年齢は、男性45.8歳、女性42.9歳となっている。

また、65歳以上の方が5名となってきている。

(表3)

年齢 \ 性別	男	女
20歳未満	1	0
20歳～30歳未満	5	5
30歳～40歳未満	3	3
40歳～50歳未満	6	7
50歳～60歳未満	6	3
60歳～65歳未満	4	2
65歳以上	4	1
計	29	21
最少年齢	19	21
最年長年齢	70	66
平均値年齢	45.8	42.9

2) 性別・障害別状況調

平成30年3月末日登録者50名をその所持する障害手帳から分類したのが、(表4)である。

また、1級年金保持者が11人あり、全体の出勤者数の約24.8%となっている。

(表4)

障害内容 \ 性別	男	女
知的障害	22	14
身体障害	4	2
精神障害	11	7
※重複障害	(5)	(2)
計	37	23

3) 通所手段

表5は、平成30年3月度登録者50名の通所手段をまとめたものである。通所手段方法は、最寄駅等の所定場所と事業所間の移送、事業所と自宅間等の移送も実施している。そのため、事業所自家用車の利用者は、増加傾向にある。

(表5)

手段 \ 性別	男	女
徒歩	0	0
自転車	1	1
単車・自家用車	1	1
一般交通機関のみ	0	0
一般交通機関と 事業所自家用車	7	5
自家用(家族含む)と 事業所自家用車	0	3
事業所自家用車のみ	20	11
計	29	21

4) 利用者の居住市町村調

表6は、平成30年3月末登録者50名の訓練等給付費請求先市町村である。

(表6)

町 村 性別	男	女	計
串本町	22	13	35
古座川町	4	5	9
太地町	1	1	2
那智勝浦町	0	2	2
新宮市	1	0	1
市原市	1	0	1
計	29	21	50

5) 利用経路調

表7は、平成29度のエコ工房四季新規利用者4名(男性4名)の当事業所利用の経路を示したものである。

(表7)

紹介経路 性別	男	女
デイケア・病院からの紹介	0	0
相談支援事業所の仲介	2	0
支援学校から	1	0
町役場担当者の紹介	0	0
その他	1	0
計	4	0

6) 利用辞退者の状況

表8は、障害福祉サービス受給証の交付を受け、当事業所利用者として登録をし、1回でも利用された方のうち、平成29年度中に利用辞退となった方は2名であった。

(表8)

理由 性別	男	女
自己都合	3	1
入院及び他支援施設移行	0	0
その他	1	0

6 個別支援の目標と実施

1) 職員会議実施体制の充実に向けた取り組み

平成29年度も、できる限り、みんなが意見を出し合える職員会議にて事業所での取り組みや課題などの検討を行った。

本年度も、職員会議は毎週木曜日5時から開催する。その内容は行事や支援計画の策定をはじめとした利用者処遇に関してと、虐待防止及び行動障害に対する支援のあり方などを強化した内容の会議を行った。昨年同様に、議長、書記についても職員全員で順に受持つようにした。

また、29年度は内部研修の主として、外部法人から講師を招き、人権擁護、授産事業、職員のメンタルケア等について連続研修を行い、当事業所を良くしていくために積極的に意見を言える環境を整えていった。このことから、完全とまでいかないが、意見交換ができる場となりつつある。

2) 個別支援計画の策定と支援の在り方

運営規程により、サービス管理責任者が中心となって利用者の個別支援計画策定をとりまとめることになっている。昨年と同じく毎週木曜日、定例の職員会議で個別支援計画を検討する場を持った。この検討の場では、作業担当者が作成する『作業支援計画』を合わせて検討し、それらを含め利用者一人ひとりについての支援計画を『個別支援計画』としてまとめることとしている。またこの『個別支援計画』に沿って職員が同じ方向性で支援を行う。本年度の個別支援計画策定検討は現在の利用者と、新規4名であり、職員会議にて検討し策定を試みているが、現在も利用者の中には少数であるが、長期欠勤が続いていて、適宜連絡は取っているが、当事業所の継続利用の疑わしい対象者も存在している。

3) 個別支援計画策定後の課題

策定が終われば事は終了ではなく、策定後、計画に基づいた支援の実施が予定通り遂行できているのか？ 出来なければ、何が原因であるのか、そしてプランに掲げられた課題遂行と共に次のプラン作成等、モニタリングを行うことが大切である。モニタリングの実施に際しては、まだまだ十分なものとなっていないが、期日通りにできている。今後もPDCA サイクルに基づき、より一層充実したサービスの提供を行えるよう対応する職員のきめ細かな対応や、新たな知識のスキルアップが必要である。

7 健康管理

1) 感染症対策

エコ工房独自の感染マニュアルを設け対策をとる。手洗い・うがい・手指の消毒の励行や作業室・コミュニティルームに空気清浄機を設置し、感染症のまん延防止に努めた。

2) 健康チェックの実施

全員を対象に、3ヶ月に1回を目安に、血圧、脈拍、体温、体重の測定を実施する予定だったが、今年度については、秋の年1回の健康診断のみとなってしまった。ただ、身体状況に何らかの変化が出現した対象者については、毎日決められた時間帯でのバイタルチェックを行い記録を残すようにし、ご家庭や受診医療機関への情報提供に努めた。

3) 健康診断

今年度も、和歌山県民総合検診センターに委託し一般健康診断を依頼。9月29日に38名が受診した。表9はその検査内容、表10は指導区分結果である。 (表9)

検査名	検査項目
内科診療	問診、聴打診、身長、体重、BMI、視力、聴力
脂質	中性脂肪、総コレステロール、HDLコレステロール
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP、尿ウロビリノーゲン
腎機能	尿蛋白、尿潜血
貧血	Hbトリアクト値、赤血球数、白血球数、血色素量
呼吸器	胸部X線間接撮影
循環器	心電図(標準12誘導)、血圧検査
糖尿病	空腹時血糖、尿糖

(表 10)

指導区分	対象者数
異常なし	1
要観察	12
再検査	1
要精密検査	5
治療中	11
要医療	8

今回の内科一般健康診断結果で、「日常生活に注意・経過観察が必要」、「治療が必要」、「精密検査が必要」との指導区分にある対象者の課題内容は、肥満（BMI25以上の者）、糖尿、高血圧症、高脂血症で、特に肥満対策が大きな比重を占めている。しかし、それら利用者の殆んどが、他科、他病院の定期的な通院者で、肥満についても医学的関与がなされている中で、当事業所としての対策は限定的といわざるを得ないが、利用者の将来的な懸念を考えると、対象者への健康への注意・喚起のあり方や運動の機会を増やすなど、今後も継続的な取り組みが求められている。

8 就労継続支援の状況

1) 作業日及び一日の流れと就労時間

作業日については、平成29年度の実質開業日は251日であった。原則として、月曜日から金曜日が開業日であるが、一部日曜日も開業した。平成29年度の日曜日の開業実績は1日で、バリアフリー音楽祭に32名の利用者が出場した。また、警報により開所できない日が1日、インフルエンザが蔓延し2日間閉鎖という形をとらせていただいた。

開業日の1日の作業時間の流れは以下のとおりで、実質就労時間は5時間であった。

9:20 ~	ラジオ体操
9:30 ~	朝礼（作業についての打ち合わせなど） 作業取り組み準備、各班に別れ作業開始
12:00 ~	昼食
13:00 ~	作業再開
15:30 ~ 16:00	清掃・終礼（振返り、事務連絡など） ※午前、午後15分の休憩あり(全員一緒の時間ではない)

2) 工賃作業の内容

作業内容は、串本町・古座川町の委託業務（公衆トイレ清掃・草刈業務）を中心とし、本年度も潮岬青少年の家の館内清掃業務、枕カバーの洗濯・アイロンがけなども取り組まれる。昨年に引き続き、生産活動では尿素水（エコツーツライト）の製造、販売の売上也伸びており、またEMほかし、工芸品、梅ジャム、製菓などの自主製品も取り組まれた。

農作業では近隣の畑をお借りし野菜、さつまいも（なんたんみつ姫）などを育てている。さつまいも（なんたんみつ姫）に関しては、天候の都合上収穫時期が遅れ不作となる。

30年度は、JA 農協主催の農業塾に参加。現在も工賃支給の大きな原資となっているのは委託

作業であるが、今後も自前作業の拡大・育成そしてそれらにどのように付加価値をつけて行けるのかを念頭に置いた取り組みが求められている。

以下は、平成29年度末の当事業所における工賃作業の概況である。

作業種目	作業場所	作業内容
ペットボトル・発泡スチロールの分別作業 エコキャップ洗浄作業	串本町 田並ゴミ処理場	串本町からの委託作業で、手作業によるペットボトルのキャップ外し、ペットボトルの選別作業及びトロボ箱、トレイ、フロードなどの発泡スチロール製品の選別とSD溶剤による発泡スチロール製品の減容作業。エコキャップ洗浄。火・水・金の3日/週 午前のみ
公衆トイレ清掃	古座川町 蔵土・日南川、道の駅 一枚岩・月野瀬・明神・一雨 鶴川公園・虫食い岩の各公衆トイレ	古座川町からの委託作業で、公衆トイレ内およびその建物周辺の清掃作業で、日南川の公衆トイレは2日/週、他の公衆トイレは月、水、金の3日/週、実施
青少年の家 清掃業務 枕カバーの洗い アイロンがけ	潮岬青少年の家 エコ工房四季（作業室）	青少年の家からの委託作業で、客室・館内の清掃業務で週2日、月、木と実施。また、常時ではないが、枕カバーの洗濯、アイロンがけなどの依頼も受けている。
尿素水製造	エコ工房四季	製造・販売 年間96,000ℓ
農作業	西向日津畑	野菜 なんとんみつ姫（さいばん芋）
広報・印刷作業	エコ工房四季	年賀状印刷の受注、事業所の広報誌である「エコだより」の編集・印刷・発送
委託 草刈及び 周辺環境整備	依頼された場所 三尾川保育園	草刈り業務
EM培養液や発酵 肥料	エコ工房四季	EM培養器使用による培養液や生ゴミなどを材料とした発酵肥料
紙箱の組立て	エコ工房四季	近隣の干物製造業者からの委託作業で、紙箱の組立て・ホッチキス止め作業で、常時の作業ではなく、季節作業である。

3) 年間の出席率

(表 11)

出席率 %	0 ~	10 ~	20 ~	30 ~	40 ~	50 ~	60 ~	70 ~	80 ~	90 ~	100	計
性別	10未	20未	30未	40未	50未	60未	70未	80未	90未	100未		
男	1	3	0	1	3	1	0	2	3	17	0	31
女	3	1	1	2	0	2	1	2	2	7	0	21
計	4	4	1	3	3	3	1	4	4	24	0	52

表 11 は、平成 29 年度 1 日でも在籍した利用者を含んだ 52 名の出勤状況で、年間開業日数 251 日（特別出勤は含まない）と各利用者の利用実績日数との比を%で表したものである。251 日の 90% 以上の出勤者は 24 名を超え、29 年度の皆勤者は 0 名であった。

また、出勤率が 10% に満たない 4 名のうち 1 人は長期欠席となっている。

4) 工賃額の決定と支給日

利用者各人の工賃は『エコ工房四季利用者就労規定』に基づいて支給決定している。

平成 29 年度は、工賃の払日は毎月月末とし、翌月の 25 日を支給日としました。月額工賃は、下表に示された、基本給及び各種手当の総和からなっている。

工賃の構成項目	内 容
役 職 手 当	リーダー手当 1,500 円/1 ヶ月（開所日の 9 割以上出勤が条件） 1,000 円/1 ヶ月（開所日の 7 割～9 割未満出勤） 500 円/1 ヶ月（開所日の 5 割～7 割未満出勤） サブリーダー手当 750 円/1 ヶ月（開所日の 9 割以上出勤が条件） 500 円/1 ヶ月（開所日の 7 割～9 割未満出勤） 250 円/1 ヶ月（開所日の 5 割～7 割未満出勤）
出 勤 奨 励 手 当	1. 皆 勤 2,000 円/1 ヶ月 2. 精 勤 1,000 円/1 ヶ月
能 力 手 当	別に定める評価項目による作業場での能力評価による手当で、1 日 0 円から 400 円の幅で支給する。 利用開始 3 ヶ月間は支給されない。
基 本 給	1. 利用開始 500 円/1 日
施 設 外 就 労 手 当 貢 献 手 当	1. 50 円/1 日利用開始 3 ヶ月間は支給されない。 2. 50 円/1 日利用開始 3 ヶ月間は支給されない。
新 規 事 業 取 組 手 当	1. 100 円/1 日利用開始 3 ヶ月間は支給されない。
特 別 出 勤 手 当	500 円/1 日（半日出勤の場合も同じ）

5) 就労日数と年間工賃総支給額

(表 12)

就労日数 工賃総額	50日 未満	50日～ 100日 未満	100日～ 150日 未満	150日～ 200日 未満	200日～ 250日 未満	250日 以上
5万円未満	7	4				
5万円以上 10万円未満		1	4			
10万円以上 13万円未満			1	1		
13万円以上 16万円未満				3		
16万円以上 19万円未満				1	10	
19万円以上 22万円未満					13	
22万円以上					5	

表 12 は、平成 29 年度総利用者 52 名それぞれに支給された工賃の年間総支給額と出席日数との関係を表したものである。

工賃月額最高総額は 23,050 円、最低額は、110 円で、支払い対象人数 52 名の平均月工賃支給額は、1 日でも利用した方、遅刻、早退、外出、数時間医務室などで休憩した方を含めて、総人数と総支給で計算した場合月額 13,940 円であったが、利用された総時間と総支給で計算した場合は、時給 178 円となり平成 29 年度の平均出勤日の 20 日で計算した場合は月額 17,800 円となる。

9 行事

作業場以外での利用者間の交流や利用者の社会見識を広めることを目的として、社会見学やスポーツ等の余暇活動を実施した。実施日については、日曜の開催の行事もあり、参加していただいた。平成 29 年度の行事実施状況は以下のとおりであった。

行事名	実施日	参加利用者数	目的地・実施場所
お花見	4月8日(土)	33名	新宮市 黒潮公園
バーベキュー	5月20日(土)	35名	エコ工房四季
バリアフリー音楽祭	6月25日(日)	32人	串本町文化センター
買物実習	7月15日(土)	35人	エコ工房四季

エコ祭り	9月23日(土)	41人	エコ工房四季
スポーツ大会	10月21日(土)	29人	青少年の家
日帰り旅行	11月3日(土)	34人	みさき公園
買物実習	12月12日(火)	36人	スーパーセンター佐野
クリスマス会	12月23日(土)	38人	エコ工房四季
鏡開き	1月5日(金)	36人	エコ工房四季

10 給食の状況

衛生管理

- *厚生労働省医薬食品局食品安全部の「大量調理施設衛生マニュアル」に基づき、調理場の衛生管理点検・水道水の残留塩素濃度・各種記録等の管理を継続して行っております。
- *食堂と調理場の間に仕切り扉があり、調理場内への関係者以外の立入禁止は厳重に守られております。
- *食堂と調理場を行き来する際の靴の履き替えも徹底できております。
- *食中毒対策の為、手洗いの徹底、食堂入口に除菌ペーパーを設置、ペーパーはペーパーホルダーに入れ清潔に保管し、食堂手洗い場にエスコカンファ水を常時設置しております。
- *例年どおり調理員の検便は毎月全員実施しております。また、8月に1名、10月に2名ノロウイルス検査も実施し調査結果に問題はありませんでした。

上記のとおり、食品安全基準に基づき、衛生管理に特に注意を払い、平成29年度の給食施設等調査指導においても特に問題なしとの結果をいただきました。

1) 提供方法

調理場内は広さが充分にあり、効率よく作業ができ、衛生面・環境面において問題はありません。調理後の料理の保管については、盛り付けが完了した後はすぐに配膳車内に入れ、昼食時間まで保管をしております。また、焼魚や麺類を食べるのが難しい方には、食べやすく小さくする等の工夫も行ってあります。給食を提供する際、温かい料理が冷めずに美味しく食べられるようプレートで温めるなどの工夫をしております。盛り付けにも調理員の工夫があり、彩りよく見栄えのよい給食に利用者の方も喜ばれております。昼食時には職員も利用者の方と一緒に食事をとるよう心掛け、調理員2名と共に利用者の方を見守り、補助も行ってあります。利用者の方と職員が食事を共にする事が多くなった為、利用者さんと職員の会話も弾み楽しく食事ができております。

2) 食事メニューの作成

毎日の献立を決める為の給食会議を、2週間に1度調理員2名・利用者代表1名を含めた3名で行っております。利用者の方からの希望を聞けるよう、2か月に1度、献立リクエスト用紙を配布し献立作成に取り組んでいます。H27年度より給食摂取量基準値が改定されていますので献立を決める際には、調理員が塩分量やカロリーを抑える様に配慮し栄養バランスのチェックを欠かさず行っ

ております。また、年々高齢の利用者の方が多くなる為、特にカルシウムが摂取できるよう心掛けており、魚料理を毎週 1 度は取り入れメニューの工夫をしております。今後も地元の新鮮で美味しい魚を継続して提供できるよう努め、利用者さん達が畑で自ら育てた野菜や根菜類を多く取り入れるようにしております。旬の野菜を使い、四季を食材から感じとり、食を楽しんでいただけるよういつも心掛けております。

1 1 職員研修

平成 29 年度の施設内研修において、和歌山法律事務所 津金貴康弁護士を招いて「親亡きあとについて」お話をうかがいました。起こりうる諸問題（遺産相続等）については弁護士の方が上手に参加されていた家族会のお母様方に問いかけをして下さり、抱えている不安などを聞いてその対応策についてアドバイスをされていました。又希望される方には研修終了後に個別で弁護士とお話できる時間もつくり少しでも抱えている不安を取り除く事が出来れば研修の意義はあったと思われる。職員も親亡きあとの問題について理解を深めるため更なる学習と寄り添いが必要とされます。

1 2 研修の受け入れ

平成 29 年度の研修の受け入れについて、29 年 8 月 28 日～9 月 8 日の 10 日間、和歌山大学の学生 1 名、京都女子大学の学生 1 名、実習生として来られる。

1 3 苦情への対処

日々の利用者の交友関係や作業面における不安等の感情は、対人関係だけでなく、精神的（情緒不安定）のため、増幅される傾向も強い。勿論、不満感情などを利用者自身が自己処理できる段階での介入は控えるべきであろうが、その見極めはなかなか難しく、職員にあっては、日々、接する中で、アンテナを張りめぐらし、適切な対処が求められている。対利用者にあっては、個人が抱く当事業所への不満などについて、集団活動での利用者同士の話し合いの時間を持つたり、自由に投函できる目安箱を設置したりし対応しているが、利用者の日々の訴えについて耳を傾け、その場で対応し、不満感情が蓄積しないよう努めている。特に、言語による訴えの出来ない利用者にあっては、引き続き『連絡帳』にて保護者との情報交換を密接にすることを、日々の業務の中で、実践している。

現象的には、利用者やご家族からの苦情の取り扱いの受付はなかった。

(表 13)

対応者 申出者	施設長	苦情受付担当者	その他
利用者	0	0	0
利用者家族	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

1 4 地域社会とのつながり

平成 29 年度は社会福祉法の改正があり「地域に貢献的な取組を行うこと」が義務となりました。このことから、エコ工房四季でも障害者総合支援法下では、何らかの理由により一般就労に手の届かない障がいをかかえた方に対し、働く場を提供し、少しでも高額な工賃の支給をできるよう努力し、何らかの障がいをかかえた方でも、地域社会で当たり前前に生活し続けることが出来るよう支援するこ

とが求められています。(ノーマライゼーション)

また、生活困窮者自立支援、被保護者自立支援法下でもエコ工房四季では受け入れ体制を整え、地域社会への復帰などの環境作りに協力できればと取組みも始めました。(※29年度は利用者なし)

その他では、『エコ祭り』の開催を行うこともでき、今回も、地域の方々や、関係団体等にも一緒に取り組んでもらい、売店やバンド演奏、ダンスなど催しも実現することができました。

そして、日々の取り組みでも古着の回収、そして田並での作業や古座川周辺のトイレ清掃などあらゆる場面で地域の方と接することがおおくなり、エコ工房四季のことや、障がいを持った方への理解も深められたと感じています。

※ トイレ清掃では、匿名でトイレに「いつもきれいにしてくれてありがとう」など手紙を置いて下さることも出てきています。

1 事業所の概要

事業所の名称 道しるべ
所在地 和歌山県東牟婁郡串本町古座昭和丁 1035-3
e-mail michisirube@juno.ocn.ne.jp
設置・経営主体 社会福祉法人 つばさ福祉会

障害福祉サービス
業者指定日 平成25年12月1日

2 事業所の目的と運営方針

- 1.) 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うよう努めます。
- 2.) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の提供に努めます。
- 3.) 自らその提供する指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 4.) 関係法令等を遵守します。

3 道しるべ現在の状況

現在休止中である。新年度にむけ障害者総合支援法では大きな報酬単価の改正もあったが、報酬単価は全体的ではプラス改定であったとのことだが、相談支援事業所としてはプラス改定とはならず、かえって運営を再開しづらい状況となっている状態であります。引き続き休止を継続していきます。